

航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の 種 類	内容による分類	装 備 品 等 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物品番号		仕 様 書 番 号	
品 名 又は 件 名	衛生関係物品表示包装共通仕様書	C & L P S - M 0 0 0 0 1 - 1 2	
		大臣承認	平成 年 月 日
		作成	昭和36年 7月 7日
		改正	令和 2年 4月 1日
			令和 3年 4月 22日
作成部 隊等名	補 給 本 部		

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊で調達する衛生関係物品（以下，“物品”という。）の表示及び包装について規定する。

1.2 物品の種類

物品の種類は、次のとおり。

- a) 薬品類
- b) 包帯材料類
- c) 衛生器具類
- d) 衛生関係機械及び装置類
- e) 衛生関係繊維製品類
- f) その他

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める内容が、この仕様書に定める内容と相違する場合（法令等を除く。）は、この仕様書に定める内容が優先する。

a) 仕様書

C & L P S - Y 0 0 0 0 7 調達品等一般共通仕様書

品 名	衛生関係物品表示包装共通仕様書
-----	-----------------

b) 規格

J I S Z 0 7 0 1	包装用シリカゲル乾燥剤
J I S Z 1 4 0 2	木箱の構造
J I S Z 1 5 0 6	外装用段ボール箱
J I S Z 1 5 1 1	紙ガムテープ (包装用)
J I S Z 1 7 0 2	包装用ポリエチレンフィルム

c) 法令等

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和35年法律145号)

毒物及び劇物取締法 (昭和25年法律303号)

2 要求事項

2.1 一般

表示及び包装に使用する材料は、この仕様書に規定する日本産業規格に適合したものでなければならない。また、この仕様書に規定のない事項については、意図された目的に適合した材料であって内容品に有害な影響又は損傷を与えるものであってはならない。

2.2 表示

2.2.1 物品本体の表示

2.2.1.1 物品本体の表示は、次による。

a) 薬品類の表示は、**医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律及び毒物及び劇物取締法**による。

b) 包帯材料類の表示は、個別仕様書で指示する場合を除き、表示は必要としない。

c) **衛生器具類** 衛生器具類は、次による。

1) 衛生器具類の表示は、個別仕様書で指示するものを除き、**C&LPS-Y00007の2.4**を基準とした銘板とする。

品 名	衛生関係物品表示包装共通仕様書
-----	-----------------

- 2) 衛生器具類のうち，小外科器材等の小物又は銘板の取り付けの不可能な医療機器の表示は，標識（マークの様式は，**付図 1** 参照，以下同じ），物品番号，製造者名（納入者名）又はその商標を刻印する。ただし，本体に表示し得ない物品又は個別仕様書で指示する場合は，刻印をしないことができる。
- 3) 衛生器具類のうち，ガラス製品の表示は，標識，物品番号，製造者名（納入者名）又はその商標を浮き出し金剛砂吹き付，プリント，腐食のいずれかにより表示する。ただし，本体に表示し得ない物品については，この限りではない。
- d) 衛生関係機械及び装置類の表示は，個別仕様書に指示するものを除き **C & L P S - Y 0 0 0 0 7** の **2.4** を基準とした銘板とする。
- e) 衛生関係繊維製品類の表示は，個別仕様書で指示するものを除き，**付図 2** により，印刷したものを指定の位置に縫い付けるものとする。表示の方法は，スタンプ，描画，印刷等によるものとし，いずれの方法によっても明確であって，にじみ，摩滅，すれ，退色，はく落などの生じないものとする。色は青又は黒色を基準とする。
- f) その他の物品については，**a) ~ e)** に準ずるものとする。
- 2.2.1.2** 構成品目表の表示は，個別仕様書で指示した場合には，次による。
- a) 主要な構成品からなる衛生器具類，衛生関係機械及び装置類について，構成品目表（品目の名称は，個別仕様書，取扱説明書又は，社内規格によるものを使用し，数量単位は，商慣習による。）を本体の適当な箇所に**付図 3** により表示する。
- b) 各構成品には，本体との関連を明らかにする内容を**付図 4** により表示する。ただし，構成品が機能上本体の内に組込まれ又は，常時直結されて，それらの関連が取扱説明書で明らかなもの，及び商慣習による構成品の表示がなされているものは，省略することができる。
- c) **付図 3**，**付図 4** により表示する場合は，消滅しない方法で印刷，貼布又は書込みによるか，又は記載したものを透明プラスチックで被覆して取り付ける方法による。

2.2.1.3 附属品の表示は，衛生器具類・衛生関係機械及び装置類が附属品を有し，個別

品 名	衛生関係物品表示包装共通仕様書
-----	-----------------

仕様書で指示した場合には、視認しやすい適当な箇所に主たる内容の数量を付図5により表示する。

2.2.2 個装の表示

個装の表示は、次による。

- a) **薬品類** 薬品類の個装の表示は、**医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、毒物及び劇物取締法**により包装単位ごとに、付図6によるラベルを貼付するか印刷する。ただし、個装が、そのまま外装となるものについては、付図7により、外装が個装表示を兼ねるものとする。（ラベルの色相は、淡青色又は白色とする。）。
- b) 包帯材料類の個装の表示は、付図6による。
- c) 薬品の入れ目は、表示量をもって最小量とする。
- d) 衛生器具類の個装の表示は、個装単位ごとに付図6による表示を貼付するか印刷する。
- e) 衛生関係機械及び装置類の個装の表示は、個別仕様書で指示する場合を除き行わない。
- f) 衛生関係繊維製品類の表示は、付図6による。
- g) その他の物品の個装に対する表示は、a)～f)に準ずるものとする。

2.2.3 中間包装の表示

個別仕様書で指示した場合には、付図8による表示を行うものとする。

2.2.4 外装の表示

外装の表示は、次の宛先、外装表示及び注意表示とし、その表示位置は、付図9を基準とする。表示方法は、刷込みで、丈夫な紙で貼付する。表示の方法は、スタンプ、描画、印刷、ラベル等によるものとし、いずれの方法によっても明確であって、にじみ、摩滅、すれ、退色、はく落などの生じないものとする。

- a) 宛先は、外装の表示の視認しやすい位置とする。ただし、陸上自衛隊関東補給処用賀支処が納地で持込みにより直接納入する場合には、省略することができる。

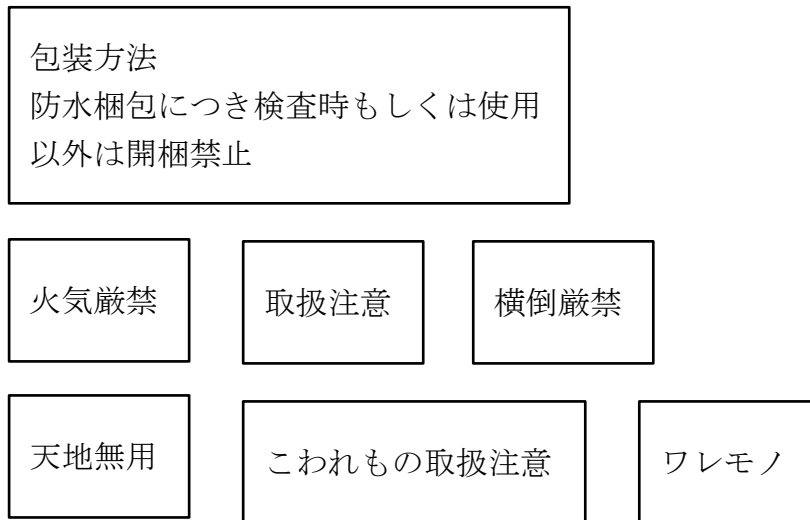
なお、必要に応じ商慣習による宛名のタグを付すことができる。

品 名	衛生関係物品表示包装共通仕様書
-----	-----------------

b) 注意表示は、輸送、取扱、保管、開梱等にあたり、注意すべき事項を明瞭に朱記する。注意表示の位置は、表示の種類によって最も合理的な位置を選択する。注意表示例は、次のとおり。

なお、注意表示の刷込み、書き入れが不可能な場合は、注意票の添付をもって、これに替えることができる。

例



c) 外装表示は、付図7とし、貼付位置は、付図9とする。

2.3 包装

2.3.1 個装

2.3.1.1 薬品類

薬品類の個装は、個別仕様書で指示するものを除き商慣習による。

2.3.1.2 包帯材料類

包帯材料類の個装は、個別仕様書に指示するものを除き商慣習による。

2.3.1.3 衛生器具類

衛生器具類の個装は、個別仕様書に指示するものを除き商慣習による。

2.3.1.4 衛生関係機械・装置類

衛生関係機械及び装置類の個装は、個別仕様書で指示するものを除き商慣習による。

品 名	衛生関係物品表示包装共通仕様書
-----	-----------------

2.3.1.5 衛生関係繊維製品類

衛生関係繊維製品類の個装は、丁寧に折りたたみ包装単位毎に必要な応じて防虫剤を入れクラフト紙又は同等以上のもので包むものとする。

2.3.1.6 その他

その他のものについては、必要な応じ輸送時の保全性、貯蔵時の品質管理等に十分応じ得る個装を、2.3.1.1～2.3.1.5に準じて行うものとする。

2.3.2 中間包装

個別仕様書に中間包装を規定した場合は、規定された個装数量ごとに無地ボール箱(310 g/m²以上)、JIS Z 1506に規定する段ボール又はその物品にかかわる商慣習の容器(2.3.1.1～2.3.1.5の規格以上のものとする。)に収納する。ただし、衛生関係繊維製品類の中間包装はクラフト紙又は同等以上のものによる包装とする。

2.3.3 内装

2.3.3.1 個装

物品に適した防湿、防水及び緩衝の各包装を行うものとする。ただし、個装容器及び外装容器それ自身に防水性を与えた場合及び防湿を必要としない物品については、それらの措置は除いてもよい。

2.3.3.2 緩衝材料・防湿材料・封かん材料

緩衝材料・防湿材料及び封かん材料は、次の規格に適合するもの、又は同等以上のものとする。

- a) JIS Z 1402 木箱の構造
- b) JIS Z 1511 紙ガムテープ(包装用)
- c) JIS Z 1702 包装用ポリエチレンフィルム

2.3.4 外装

外装は、次による。

- a) 外装に含まれる物品は、同一物品とする。ただし、次の場合は、詰合せ梱包とすることが出来る。

品 名	衛生関係物品表示包装共通仕様書
-----	-----------------

- 1) 調達する物品の契約番号が同じである場合
 - 2) 契約番号が異なっても、契約番号ごとに、この仕様書に規定する外装及び外装表示を施したのち大梱包とする場合
- b) 次の場合は、a)の規定にかかわらず、詰合せ梱包をしてはならない。
- 1) 契約番号が同じ物品であっても、当該契約内の同一品目を分散して他の品目と組合せて詰合せ梱包とする場合
 - 2) 臭気、色等物品の性質により当該物品が破損した場合に他の物品に著しく影響を与える場合

2.3.4.1 外装容器等

個装、内装の終わった物品は、次に規定する規格外装容器に収めるものとする。

2.3.4.1.1 木箱

木箱は、JIS Z 1402によるものとする。

2.3.4.1.2 段ボール

段ボールは、JIS Z 1506によるものとするほか、次による。

- a) ヒモは、包装用ナイロン紐及び包装用ナイロンテープ又は、これと同等以上のものを使用する。
- b) ガムテープは、JIS Z 1511による。

2.3.4.1.3 その他の外装容器

その他の外装は、次による。

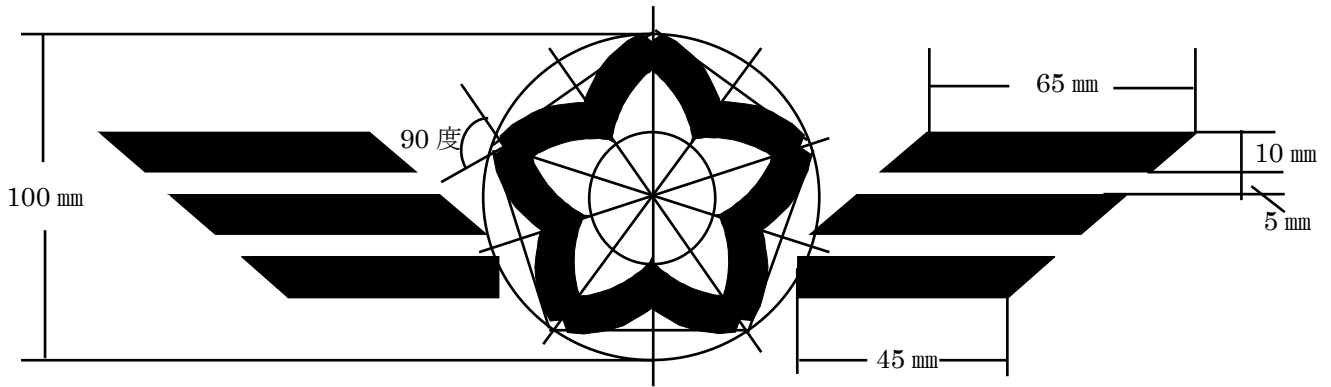
- a) 形状、容量、質量及び小差にて、2.3.4.1.1 木箱 又は 2.3.4.1.2 段ボールへの収納が困難又は収納不可能なもの、その他、常識的に考えてその他の外装容器にした方が妥当な場合はこれによる。
- b) その他の外装容器に使用する材料は、輸送及び長期の保管に十分耐え得るものとする。
- c) その他の外装容器として、納入又は製造者による商用包装を使用する場合は、原則として、その物品にかかわる商用包装による。納入物品と異なる商用包装の場合は、

品名	衛生関係物品表示包装共通仕様書
----	-----------------

保管，納入上の誤解，混乱を防ぐため，外装表示の貼布位置の工夫又は取消しのための表示（白紙の貼布を含む。）を行うものとする。

2.3.4.2 外装省略

納入部隊等へ搬入可能の場合は，官側の承認を受け外装を省略することができる。



注記 この標識は、前記比率に従って行い銘板・物品等の大小に応じて適宜の大きさとする。

付図 1－標識（航空自衛隊標識）

航 空 自 衛 隊	1 cm
品 名：（個人医療のう）	1 cm
物品番号：（6545－100－8182－5）	1 cm
修補等請求期限：（2023年3月）	1 cm
（2022年3月 ○○社納）	1 cm
9 cm	

注記 1 （ ）内は、記載例

注記 2 修補等請求期限は、調達物品納入予定の翌月から起算し、それぞれの契約条項に定める修補等請求期限を西暦で表示する。

注記 3 最下段は、納入年月及び納入者名を記入する。

付図 2－衛生関係繊維製品類の表示

構 成 品 目 表	
品 名	(空間識自動制御入力装置)
物品番号	(6930-408-1914-5)
構 成 品	数 量 (台)
(可搬型データレコーダR-100型	1)
(直流増巾器DM-A1型	1)
(入力用減衰器ATT-1型	1)

注記 () 内は、記載例

付図3－構成品目表（衛生器具類，衛生関係機械及び装置類）

(可搬型データレコーダR-100型)

注記 () 内は、記載例

付図4－構成品名

附 属 品 表		
本体品名	空間識自動制御入力装置	
物品番号	6930-408-1914-5	
附属品名	規格	数量
(テープ	6 m	1 卷)
(空リール		1 個)
(特殊工具		1 式)

注記 () 内は、記載例

付図5－付属品名

航 空 自 衛 隊	
品 名	(SS寒天倍地・1ℓ用)
物品番号	(6505-014-3363-5)
製造年月	(2022年 3月)
納入者名	(○○社)
製造販売業者の社名	()
製造販売業者の住所	()
製造番号又は製造記号	()

注記 () 内は、記載例

付図6－薬品等の個装表示

航 空 自 衛 隊

宛 名：（福岡県春日市原町3丁目1-1）
航空自衛隊春日基地分任物品管理官（気付先：衛材出納主任）
調達要求番号：（3-02-1001-384A-M-0001）
品名:(AED)
物品番号:(6515-427-9020-5)
納入数量:(2EA)
製造年月:(2022年3月)
包装番号：（1/2）
修補等請求期限：（2023年3月）
納入年月：（2022年3月）
納入者名：（〇〇社）
製造販売業者名：（ ）
製造販売業者住所：（ ）
備考：（納品書・内容明細書在中）

- 注記1 個装がそのまま外装となるものについては、数量の欄は省略する。
- 注記2 数量は、この梱包に含まれている個装又は部品の数を記入する。
- 注記3 ただ1部品の場合は、（例 部品数〇〇個）と記載する。
- 注記4 宛名は、例示のとおりとするが、陸上自衛隊関東補給処用賀支処が納地で、かつ、持込により直接納入する場合は、余白とする。
- 注記5 備考欄は、必要に応じ記入する。
- 注記6 詰合せ外装の場合は、左上部に詰合せと明瞭に朱記する。
- 注記7 修補等請求期限は、調達物品納入予定の翌月から起算し、それぞれの契約条項に定める修補等請求期限を西暦で表示する。

付図7-外装表示

品 名 (個人医療のう)
物品番号 (6545-100-8182-5)
内装に含まれる個装の数量：(10EA)
修補等請求期限：(2023年3月)
納入年月 (2022年3月)
納入者名 (〇〇社)

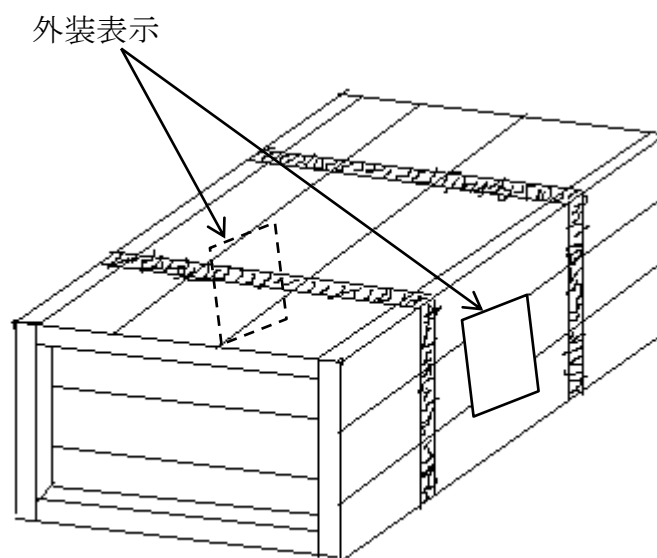
注記1 ()内は、記載例

注記2 修補等請求期限は、調達物品納入予定の翌月から起算し、それぞれの契約条項に定める修補等請求期限を西暦で表示する。

付図8－中間包装の表示

宛先例

静岡県浜松市西区西山町無番地
航空自衛隊浜松基地
分任物品管理官宛
(気付先：衛材出納主任)



付図9－外装表示基準